



## 海兵隊撤退を初要求

沖縄県議会 米軍属事件に抗議決議



沖縄県議会は5月26日、臨時会を開き、県政与党と中立会派が共同で提出した米軍属女性遺棄事件に対する抗議決議と意見書を全会一致で可決した。抗議決議と意見書は遺族への謝罪と完全な補償などに加え、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設断念のほか、在沖米海兵隊の撤退も求めた。在沖米海兵隊の撤退を求める県議会決議は初めて。自民会派のほか、嶺井光（無所属）、呉屋宏（同）両氏は退席した。

可決した抗議決議と意見書は「元海兵隊員の米軍属によるこのような蛮行は、県民の生命をないがしろにするもので断じて許されない」と批判した。

その上で（1）被害者への謝罪と完全な補償（2）日米首脳による沖縄の基地問題と事件・事故の対策協議（3）米軍普天間飛行場の県内移設断念（4）**在沖米海兵隊の撤退と基地の大幅な整理縮小**（5）日米地位協定の抜本改定（6）米軍人・軍属などの凶悪事件発生時には、民間地域への立ち入りと米軍車両の進入、訓練を一定期間禁止する措置などを日米両政府に求めている。

意見書は首相、外相、防衛相、沖縄担当相宛て。抗議決議は駐日米大使、在日米軍司令官、四軍調整官、在沖米総領事宛て。（沖縄タイムスより）

### 米軍による被害 死者1600人余

1952年（サンフランシスコ講和条約が発効）以後2015年度までの米軍関係の事件による日本人死者は合計で1091人。事故の大半は、72年5月15日の沖縄の本土復帰以前に発生。

それ以前については防衛省は把握していないと言われ、沖縄県が83年にまとめたと思われる資料によれば、日本が終戦を迎えた45年8月13日から、講和条約発効前日の52年4月27日までの死亡件数（人数）は574件となっているので合計は1600人以上。これで日本がアメリカによって守られていると言うのでしょうか。

## 米兵犯罪が無くならないはず 県民蔑視 新兵教育にも

沖縄では繰り返される米兵犯罪に怒りが高まっています。



左は5月22日琉球新報。女性殺害に抗議する記事がトップです。

なぜこんなことが繰り返されるのか。

米外交官ケビン氏は「沖縄はゆすり、タカリの名人」と言ったと非難されニュースになりました。翁長知事や

県民が米軍基地に反対するのは補償金を吊り上げるためだということです。しかしそれは彼だけではなかった。米政府の認識なのです。驚くべきことにネットで同様の言葉が飛び交っています。

**米軍新人研修** 英人ジャーナリストのジョン・ミッチェル氏が情報公開請求で米国政府から入手した資料で在沖米海兵隊が県民蔑視の新任兵士の研修を行っていることが明らかになりました。

「沖縄文化認識トレーニング」と名付けられた文書は、「（沖縄の世論は）論理的というより感情的。二重基準、責任転嫁」「（本土側の）罪の意識を沖縄は最大限に利用する」「沖縄の政治は基地問題を『てこ』として使う」などと県民蔑視の内容が記載されています。再発防止策という研修がこれでは実効性があるはずがない。ミッチェル氏は「米軍が兵士に対して県民を見下すよう教え、それが海兵隊員の振る舞いに影響を与えている」と言う。

資料は沖縄の状況について「多くの県民にとって軍用地料が唯一の収入源であり、彼らは基地を返還してほしくない」などとして、沖縄蔑視をあらわにしている。「米軍の1人当たりの犯罪率は非常に低い」と教育。「メディアと地方政治は半分ほどの事実と不確かな容疑を語り、負担を強調しようとする」と批判する。特に沖縄2紙に対しては「内向きで狭い視野を持ち、反軍事のプロパガンダを売り込んでいる」と非難。一方で、「本土の報道機関は全体的に米軍に対してより友好的だ」と評する。

## 超満員の流山憲法集会

5.22の流山憲法集会は380人ほどの参加であふれ、会場の300人のホールが満員、予めホワイエにもモニターを設置して頂いてなんとか木村先生の講演をお聴きいただきました。



## 木村草太先生のお話

### ～ 集団的自衛権・後方支援と憲法9条と73条

私の師の石川健治先生は憲法九条は法的技術的に戦争を防いでいるだけでなく日本の政治文化の中で軍国主義が跋扈しないように封じ込める結界となっているという。

19世紀、宣戦布告して行う戦争は違法ではなかった。20世紀では戦争は国際法上違法とされる時代になった。現在侵略に対して戦うのは武力行使といい、これも違法だが、3つの例外がある。集団安全保障と個別的自衛権と集団的自衛権だ。集団的自衛権行使反対という弱い国を助けることもしないのかという主張に負ける恐れがあるので、別の方法で助ける、別の国際貢献があるという主張と併せる必要がある。

**日本国憲法上で集団的自衛権は……**憲法九条は1項で戦争放棄、武力行使を禁じ、2項で戦力不保持、交戦権の否認をしている。一般的にこれは一切の武力行使を禁じているとされる。ごく少数の意見は「国際紛争を解決する手段としては」戦争放棄しているが自衛のための武力行使は認められているという。その根拠に政府は憲法13条は（「国民の生命、自由、幸福追求の権利は……国政の上で最大の尊重を必要とする」として）自衛することを例外的に認めていると言う。日本が侵略されて、国民がどんどん殺されているのに放置することは許されないというわけだ。しかし集団的自衛権は13条では説明できない。集団的自衛権は合憲だとする珍しい学者がいることが発見された。集団的自衛権は禁止されていないから合憲という。書いてなければいいのか。

どんな団体でも代表は付託された権限だけが行使できるはずで付託されていないことはできない。

**憲法73条**は内閣の権限を7項目定めているが軍を動かす権限は当然ながら定めていない。集団的自衛権はどこにも書いてない。内閣はそうした権限を付託されていないのだ。政府の権限は行政

（内政）と外交がある。外交は外国の同意があって行なうものだが軍事は同意は違う。私は9条を取り上げる人は多いので73条から攻めてみることにした。

**安保安法制の内容は……**多岐な内容をまとめて2つの法案にしたため、納得できるものもそうでないものもいわば抱き合わせ販売にしたのだ。

安保安法で武器使用の拡大、外国軍隊の警備、出動地域を周辺から無制限に、後方支援の拡大（その都度でなく常時可能に）など大きく変化。

（詳細は略 前号までのニュースを参照）

### 問題点

◆後方支援や武力行使のについて事後の検証が行われていないこと。イラク派兵は名古屋高裁によって違憲とされたにもかかわらず、検証なし。

◆存立危機事態では集団的自衛権行使ができると政府はいうが、集団的自衛権行使は外国からの要請が行うものなのに、それが日本の国の存立危機というのは一体何なのか。存立危機ならそれは自衛の問題ではないのか。

◆後方支援と武力行使一体化の懸念や自衛隊員の安全など多くの課題がある。

### 付帯決議の評価

デモなどは効果的で政府側は焦っていた。与党だけの採決にしたくなかったのが元氣、改革、次世代の小さな党が修正を提案したのに飛びついた。（裏切ったなどの評価もあるが）存立危機事態の防衛出動を例外なく国会の事前承認とすることなどの付帯決議をあげ、それを尊重するという異例の閣議決定でしたことは忘れない方がいい。

## 総がかり実行委員会

6月5日（日）14時～

明日を決めるのは私たち -

政治を変えよう6.5全国総がかり大行動

場所：国会議事堂周辺～霞ヶ関周辺

主催：6・5大行動実行委員会（事務局：総がかり行動実行委員会、市民連合）

6月19日（木）14時～

場所：国会 戦争法廃止！安倍内閣退陣！

6.19総がかり行動

**署名は継続します 6月30日まで**

## 流山 6月の行動予定

◆6月9日（木）「おたかの森駅」

15:30～ 宣伝・署名

~~~~~

カンパはこちらの郵便振替口座へ

00130-5-464735 口座名 九条の会流山